

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
告 示	
◎告示(港湾施設の概要)の一部改正 (港湾・海岸課)	6
高知県教育委員会規則	
◎高知県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	9
高知県人事委員会規則	
◎職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	9
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	9
◎警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	10

規 則

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成31年3月22日

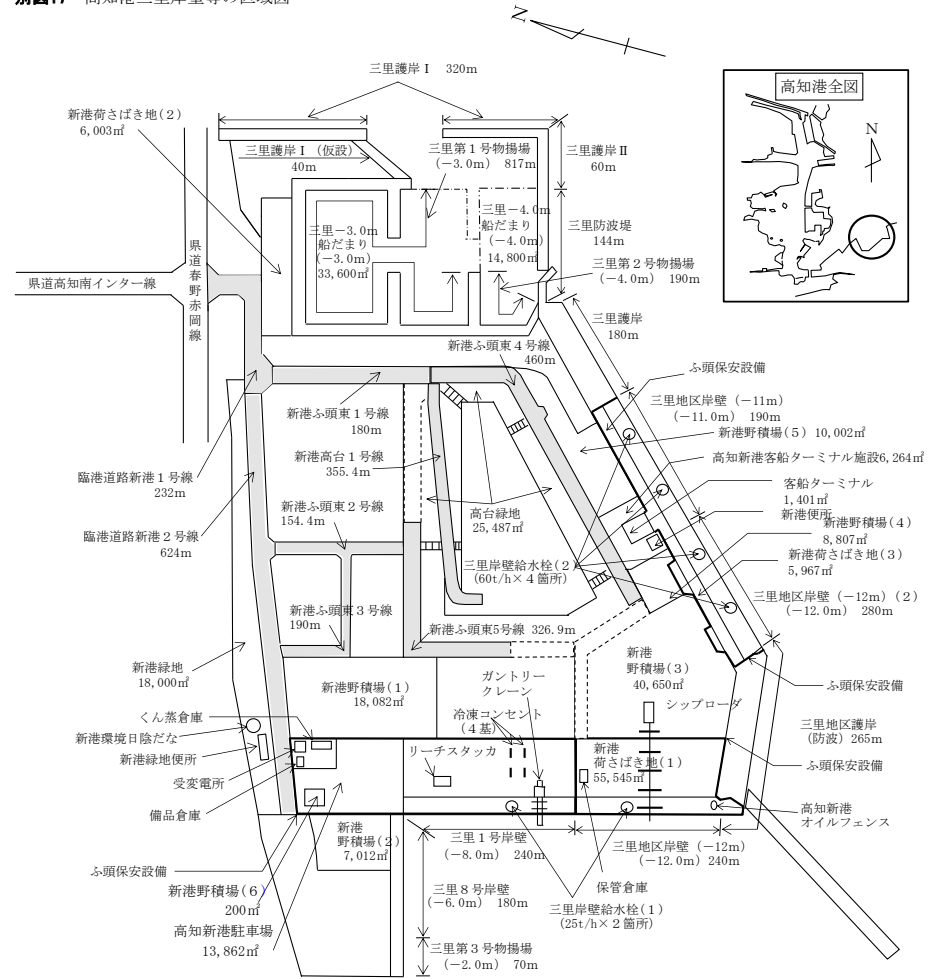
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第15号

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則
高知県港湾施設管理条例施行規則(昭和29年高知県規則第51号)の一部を次のように改正する。
別表第2の別図17を次のように改める。

目次中◎印のあるものは、高知県法規集に登載するものです。

別図17 高知港三里岸壁等の区域図



※三里地区岸壁(-12m)(2)は国との港湾施設管理委託契約における三里地区岸壁(-12m)②を示す。

別記第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第7条関係）
（上）

決 裁 欄					

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

港湾施設使用許可申請書

高知県港湾施設管理条例第6条第2項の規定により港湾施設の使用の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 港湾施設の種別
係留施設（ 岸壁 物揚場） 暫定係留施設 荷さばき地（上屋付き以外 上屋付き） 野積場（防じん施設付き以外 貨物車両置場 防じん施設付き）
港湾環境整備施設（緑地以外 緑地） 荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設以外の港湾施設用地 その他の港湾用地 駐車場 水面貯木場 シップローダ リーチスタッカ ガントリークレーン 冷凍コンセント くん蒸倉庫 船舶給水施設 客船ターミナル
- 使用の場所
- 使用の目的
- 使用面積
- 使用期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
- 船名及び総トン数
- 貨物の種類及び数量
（危険物の積載の有無 有（品名及び数量 ） ・ 無 ）
- 仕出地又は仕向地 仕出港 仕向港
- 使用料 金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第 号

上記のとおり許可します。
年 月 日

高知県知事



		年度	会計		
		(項)	(目)		
(款)				(節)	
納入者	住所				
	氏名				

上記のとおり領収しました。
年 月 日

(現金取扱員・歳入金取扱者)



- 注
- 「港湾施設の種別」欄は、該当するものを○で囲んでください。
 - 係留施設以外の港湾施設を使用する場合は、6及び8は記入する必要はありません。
 - 土地を使用する場合は、使用の場所及び使用面積が分かる平面図を添えてください。
 - 危険物を積載した船舶の係留又は危険物の荷役については、危険物の取扱い等に関する許可書等の写しを添えてください。
 - この様式は、（上）、（中）及び（下）の3部の複写式になっています。

(中)

年 月 日

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

港湾施設使用許可申請書(控)兼現金領収証書

高知県港湾施設管理条例第6条第2項の規定により港湾施設の使用の許可を受けた
いので、下記のとおり申請します。

記

1 港湾施設の種別
係留施設 (岸壁 物揚場) 暫定係留施設 荷さばき地 (上屋付き以外
上屋付き) 野積場 (防じん施設付き以外 貨物車両置場 防じん施設付き)
港湾環境整備施設 (緑地以外 緑地) 荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設
以外の港湾施設用地 その他の港湾用地 駐車場 水面貯木場 シップローダ リ
ーチスタッカ ガントリークレーン 冷凍コンセント くん蒸倉庫 船舶給水施設
客船ターミナル

2 使用の場所

3 使用の目的

4 使用面積

5 使用期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

6 船名及び総トン数

7 貨物の種類及び数量
(危険物の積載の有無 有 (品名及び数量) ・ 無)

8 仕出地又は仕向地 仕出港 仕向港

9 使用料

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第 号

上記のとおり許可します。
年 月 日

高知県知事

(款)	年度 (項)	会計 (目)	(節)
納入者	住所		
	氏名		

上記のとおり領収しました。
年 月 日

(現金取扱員・歳入金取扱者)

(下)

領収済通知書

使用料

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(款)	年度 (項)	会計 (目)	(節)
納入者	住所		
	氏名		

上記のとおり領収しましたので、通知します。
年 月 日
高知県会計管理者 (出納員) 様

(現金取扱員・歳入金取扱者)

別記第9号様式を次のように改める。

第9号様式 (第7条関係)
(上)

決 裁 欄					

使用許可書兼現金領収証書 (控)

1 申請者の住所及び氏名

2 港湾施設の種別
 係留施設 (岸壁 物揚場) 暫定係留施設 荷さばき地 (上屋付き以外
 上屋付き) 野積場 (防じん施設付き以外 貨物車両置場 防じん施設付き)
 港湾環境整備施設 (緑地以外 緑地) 荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設
 以外の港湾施設用地 その他の港湾用地 駐車場 水面貯木場 シップローダ リ
 ーチスタック ガントリークレーン 冷凍コンセント くん蒸倉庫 船舶給水施設
 客船ターミナル

3 使用の場所

4 使用の目的

5 使用面積

6 使用期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで

7 船名及び総トン数

8 貨物の種類及び数量
 (危険物の積載の有無 有 (品名及び数量) ・ 無)

9 仕出地又は仕向地 仕出港 仕向港

10 使用料 金額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第 号

上記のとおり許可します。
 年 月 日
 高知県知事 印

年度 会計
 (款) (項) (目) (節)

納入者	住所	
	氏名	

上記のとおり領収しました。
 年 月 日
 (現金取扱員・歳入金取扱者) 印

- 注 1 「港湾施設の種別」欄は、該当するものを○で囲みます。
 2 係留施設以外の港湾施設を使用する場合は、7及び9は記入しません。
 3 危険物を積載した船舶の係留又は危険物の荷役については、危険物の取扱い等に関する許可書等の写しを提出してください。
 4 この様式は、(上)、(中)及び(下)の3部の複写式になっています。

(中)

使用許可書兼現金領収証書

- 1 申請者の住所及び氏名
- 2 港湾施設の種別
係留施設（ 岸壁 物揚場） 暫定係留施設 荷さばき地（上屋付き以外
上屋付き） 野積場（防じん施設付き以外 貨物車両置場 防じん施設付き）
港湾環境整備施設（緑地以外 緑地） 荷さばき地、野積場及び港湾環境整備施設
以外の港湾施設用地 その他の港湾用地 駐車場 水面貯木場 シップローダ リ
ーチスタッカ ガントリークレーン 冷凍コンセント くん蒸倉庫 船舶給水施設
客船ターミナル
- 3 使用の場所
- 4 使用の目的
- 5 使用面積
- 6 使用期間 年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
- 7 船名及び総トン数
- 8 貨物の種類及び数量
(危険物の積載の有無 有 (品名及び数量) ・ 無)
- 9 仕出地又は仕向地 仕出港 仕向港
- 10 使用料

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

第 号

上記のとおり許可します。
年 月 日
高知県知事

(款)		年度 (項)	会計 (目)	(節)
納入者	住所			
	氏名			

上記のとおり領収しました。
年 月 日

(現金取扱員・歳入金取扱者)

(下)

領収済通知書

使用料

金額									
----	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(款)		年度 (項)	会計 (目)	(節)
納入者	住所			
	氏名			

上記のとおり領収しましたので、通知します。
年 月 日
高知県会計管理者（出納員） 様

(現金取扱員・歳入金取扱者)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第189号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成31年3月22日

高知県知事 尾崎 正直

表の高知港の臨港交通施設の項中「355m」を「355.4m」に改め、同表の高知港の項中

荷さばき施設	高知市仁井田字新築	ユニッククレーン	1基 つり上げ荷重2.9トンぶり	別図7
	高知市仁井田字新港	ガントリークレーン	1基 つり上げ荷重42.5トンぶり	別図17
	〃	シップローダ	1基 1時間当たり能力1,000 m ³ /h	〃
	〃	リーチスタッカ	1台 つり上げ荷重45トンぶり	〃
	高知市棧橋通六丁目	潮江荷さばき地(1)	面積1,565m ²	別図3
	〃	潮江荷さばき地(2)	面積2,375m ²	〃
	〃	潮江荷さばき地(3)	面積2,625m ²	〃
	〃	東潮江荷さばき地(1)	面積2,700m ²	〃
	〃	東潮江荷さばき地(2)	面積3,500m ²	〃
	高知市弘化台	弘化台荷さばき地(1)	面積3,250m ²	別図5
	〃	弘化台荷さばき地(2)	面積3,450m ²	〃

〃	弘化台荷さばき地(3)	面積276㎡	〃
〃	弘化台荷さばき地(4)	面積450㎡	〃
〃	弘化台荷さばき地(5)	面積420㎡	〃
〃	弘化台荷さばき地(6)	面積420㎡	〃
高知市五台山字北タナスカ	南吸江荷さばき地(1)	面積2,514㎡	別図6
〃	南吸江荷さばき地(2)	面積1,043㎡	〃
高知市仁井田字朝日ヶ丘	仁井田朝日ヶ丘荷さばき地	面積9,030㎡	別図7
高知市仁井田字新築	仁井田新築荷さばき地	面積4,520㎡	〃
高知市種崎字久方	種崎荷さばき地	面積918㎡	別図8
高知市仁井田字新港	新港荷さばき地(1)	面積55,545㎡	別図17
〃	新港荷さばき地(2)	面積6,003㎡	〃
〃	新港荷さばき地(3)	面積5,967㎡	〃
〃	くん蒸倉庫	1棟 2倉（面積56㎡・297㎡）	〃
〃	備品倉庫	1棟 面積40㎡	〃
〃	受変電所	1棟	〃

			面積120㎡	
〃		冷凍コンセント	4基 3層架台 60口（電圧440V）	〃

を「

荷さばき施設	高知市仁井田字新築	ユニッククレーン	1基 つり上げ荷重2.9トンぶり	別図7
	高知市仁井田字新港	ガントリークレーン	1基 つり上げ荷重42.5トンぶり	別図17
	〃	シップローダ	1基 1時間当たり能力1,000㎡/h	〃
	〃	リーチスタッカ	1台 つり上げ荷重45トンぶり	〃
	高知市棧橋通六丁目	潮江荷さばき地(1)	面積1,565㎡	別図3
	〃	潮江荷さばき地(2)	面積2,375㎡	〃
	〃	潮江荷さばき地(3)	面積2,625㎡	〃
	〃	東潮江荷さばき地(1)	面積2,700㎡	〃
	〃	東潮江荷さばき地(2)	面積3,500㎡	〃
	高知市弘化台	弘化台荷さばき地(1)	面積3,250㎡	別図5
	〃	弘化台荷さばき地(2)	面積3,450㎡	〃
	〃	弘化台荷さ	面積276㎡	〃

	ばき地(3)		
〃	弘化台荷さばき地(4)	面積450㎡	〃
〃	弘化台荷さばき地(5)	面積420㎡	〃
〃	弘化台荷さばき地(6)	面積420㎡	〃
高知市五台山字北タナスカ	南吸江荷さばき地(1)	面積2,514㎡	別図6
〃	南吸江荷さばき地(2)	面積1,043㎡	〃
高知市仁井田字朝日ヶ丘	仁井田朝日ヶ丘荷さばき地	面積9,030㎡	別図7
高知市仁井田字新築	仁井田新築荷さばき地	面積4,520㎡	〃
高知市種崎字久方	種崎荷さばき地	面積918㎡	別図8
高知市仁井田字新港	新港荷さばき地(1)	面積55,545㎡	別図17
〃	新港荷さばき地(2)	面積6,003㎡	〃
〃	新港荷さばき地(3)	面積5,967㎡	〃
〃	くん蒸倉庫	1棟 2倉（面積56㎡・297㎡）	〃
〃	備品倉庫	1棟 面積40㎡	〃
〃	受変電所	1棟 面積120㎡	〃

	〃	冷凍コンセント	4基 3層架台 60口（電圧440V）	〃
旅客施設	〃	客船ターミナル	面積1,401㎡	〃
	〃	高知新港客船ターミナル施設	面積6,264㎡	〃

に改め、同表の高知港の保管施設の項中「15,332㎡」を「18,082㎡」に、「21,817㎡」を「40,650㎡」に、「6,475㎡」を「8,807㎡」に、「17,482㎡」を「10,002㎡」に改める。

教育委員会規則

高知県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県教育長 伊藤 博明

高知県教育委員会規則第1号

高知県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

高知県文化財保護条例施行規則（昭和51年高知県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第11条第3号中「現状の変更」を「現状変更」に改める。

第17条第2項第2号中「き損している」を「毀損している」に、「き損の」を「毀損の」に改め、同条第3項第1号中「き損し」を「毀損し」に改め、同項第2号中「き損し」を「毀損し」に、「き損又は」を「毀損又は」に改め、同項第3号中「き損し」を「毀損し」に改める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第7号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第47号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項に次の1号を加える。

（6） 始業の時刻から終業の時刻までの時間の短縮が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であって勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項の産業医が認めるものに必要であると認められる場合

第9条第1項中「条例」を「職員に時間外勤務（条例）に、「職員に勤務すること」を「勤務することを命ぜられて行う勤務をいう。以下この条及び次条において同じ。」に改め、同条第2項中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改める。

第9条の2の2を第9条の2の3とし、第9条の2を第9条の2の2とし、第9条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第9条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

（1） 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間

（ア） 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

（イ） 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の（ア）及び（イ）に定める時間及び月数

（ア） 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

（イ） ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

（2） 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務（災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務

を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

第9条の5中「第9条の2の2第1項」を「第9条の2の3第1項」に、「第9条の2の2第2項」を「第9条の2の3第2項」に改める。

第9条の6第1号中「1月」を「1箇月」に改める。

第9条の7第1項中「6月」を「6箇月」に、「1月」を「1箇月」に改める。

第9条の13第1項中「2月」を「2箇月」に改める。

第12条第1項第1号中「（昭和47年法律第57号）」を削る。

第13条第1項の表10の項中「6月」を「6箇月」に、「1月」を「1箇月」に、「7月」を「7箇月」に、「9月」を「9箇月」に、「10月」を「10箇月」に改め、同表15の項中「1年6月」を「1年6箇月」に改める。

第15条第9項中「1月」を「1箇月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第9条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは「5箇月の期間（平成31年4月以降の期間に限る。）」とする。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第8号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第48号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「条例」を「職員に時間外勤務（条例）に、「職員に勤務すること」を「勤務することを命ぜられて行う勤務をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第2項中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改める。

第8条の2の2第1号中「1月」を「1箇月」に改め、同条を第8条の2の3とする。

第8条の2を第8条の2の2とし、第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第8条の2 任命権者は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満

イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間

エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月

2 任命権者が、特例業務（災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。

3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。

第8条の3第1項中「6月」を「6箇月」に、「1月」を「1箇月」に改める。

第8条の9第1項中「2月」を「2箇月」に改める。

第12条第1項の表10の項中「6月」を「6箇月」に、「7月」を「7箇月」に、「9月」を「9箇月」に、「10月」を「10箇月」に改め、同表15の項中「1年6月」を「1年6箇月」に改める。

第14条第9項中「1月」を「1箇月」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第8条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは「5箇月の期間（平成31年4月以降の期間に限る。）」とする。

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第9号

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部

を改正する規則

警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年高知県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に次の1号を加える。

(6) 始業の時刻から終業の時刻までの時間の短縮が、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者である職員のうち、同法第37条第2項に規定する対象障害者である職員及び当該職員以外の職員であって勤務時間の割振りについて配慮を必要とする者として労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項の産業医が認めるものに必要であると認められる場合

第8条第1項中「条例」を「職員に時間外勤務（条例）に、「職員に勤務すること」を「勤務することを命ぜられて行う勤務をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に改め、同条第2項中「条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において」を削り、「勤務すること」を「時間外勤務」に改める。

第8条の2の2を第8条の2の3とし、第8条の2を第8条の2の2とし、第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第8条の2 本部長は、職員に時間外勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）

ア イに掲げる職員以外の職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間

(ア) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(イ) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の(ア)及び(イ)に定める時間及び月数

(ア) 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間

(イ) ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、人事委員会が定める期間において人事委員会が定める時間及び月数

(2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として本部長が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数

<p>ア 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満</p> <p>イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間</p> <p>ウ 1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1箇月当たりの平均時間について80時間</p> <p>エ 1年のうち1箇月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6箇月</p> <p>2 本部長が、特例業務（災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと本部長が認めるものをいう。以下この項において同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。人事委員会が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として人事委員会が定める場合も、同様とする。</p> <p>3 本部長は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算定に係る1年の末日の翌日から起算して6箇月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、人事委員会が別に定める。</p> <p>第8条の5中「第8条の2の2第1項」を「第8条の2の3第1項」に、「第8条の2の2第2項」を「第8条の2の3第2項」に改める。</p> <p>第8条の6第1号中「1月」を「1箇月」に改める。</p> <p>第8条の7第1項中「6月」を「6箇月」に、「1月」を「1箇月」に改める。</p> <p>第8条の13第1項中「2月」を「2箇月」に改める。</p> <p>第11条第1項第1号中「（昭和47年法律第57号）」を削る。</p> <p>第12条第1項の表10の項中「6月」を「6箇月」に、「1月」を「1箇月」に、「7月」を「7箇月」に、「9月」を「9箇月」に、「10月」を「10箇月」に改め、同表15の項中「1年6月」を「1年6箇月」に改める。</p> <p>第14条第9項中「1月」を「1箇月」に改める。</p> <p>附 則 （施行期日）</p> <p>1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p>	<p>（経過措置）</p> <p>2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第8条の2第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5箇月の期間」とあるのは「5箇月の期間（平成31年4月以降の期間に限る。）」とする。</p>	
---	--	--